

(認定資金決済事業者協会)

(総合政策局 フィンテックモニタリング室)

1. 事務・事業の概要

- (1) 会員が前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は暗号資産交換業を行うに当たり、資金決済に関する法律その他の法令の規定及び同法第 88 条第 3 号の規則（自主規制規則等）を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
- (2) 会員の行う前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は暗号資産交換業に関し、契約の内容の適正化その他前払式支払手段、資金移動業又は暗号資産交換業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務
- (3) 会員の行う前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は暗号資産交換業の適正化及びその取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則の制定
- (4) 会員の資金決済に関する法律若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は上記(3)の規則の遵守の状況の調査
- (5) 前払式支払手段、資金移動業又は暗号資産交換業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
- (6) 会員の行う前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は暗号資産交換業に関する利用者からの苦情の処理
- (7) 前払式支払手段、資金移動業又は暗号資産交換業の利用者に対する広報その他認定資金決済事業者協会の目的を達成するために必要な業務
- (8) 上記(1)から(7)に掲げるもののほか、前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は暗号資産交換業の健全な発展及びこれらの利用者の保護に資する業務

2. 指定、登録等の基準

◆資金決済に関する法律◆

(認定資金決済事業者協会の認定)

第八十七条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前払式支払手段発行者、資金移動業者又は暗号資産交換業者が設立した一般社団法人であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次条に規定する業務（以下この章において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

- 一 前払式支払手段（第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。）の発行の業務、資金移動業又は暗号資産交換業の適切な実施を確保し、並びにこれらの健全な発展及び利用者（第十条第一項第四号に規定する加盟店を含む。以下この章において同じ。）の利益の保護に資することを目的とすること。
- 二 前払式支払手段発行者、資金移動業者又は暗号資産交換業者を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあること。

- 三 認定業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
- 四 認定業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

◆資金決済に関する法律施行令◆

第二十三条 法第八十七条の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在の場所
- 三 役員の氏名及び会員の名称

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

◆認定資金決済事業者協会に関する内閣府令◆

(認定の申請書の添付書類)

第二条 資金決済に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十三条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 認定業務（法第八十七条に規定する認定業務をいう。以下同じ。）の実施の方法を記載した書類
- 二 認定業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
- 三 最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類
- 四 役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 五 その他参考となる事項を記載した書面

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般社団法人 日本 資金決済業協会	平成 22 年 4 月 1 日	東京都千代田区九 段南 3 丁目 8 番 11 号 飛栄九段ビル 7 階 (701 号室) (03) 6272-9255	資金決済に関する法律第 87 条第 1 項に定める基準に適 合していると認められてい るため。

一般社団法人 日本 暗号資産取引業協会	平成 30 年 10 月 24 日	東京都千代田区一 番町 18 番地 川喜 多メモリアルビル 4F (03) 3222-1060	資金決済に関する法律第 87 条第 1 項に定める基準に適 合していると認められてい るため。
------------------------	----------------------	---	--

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

法令等において、料金等の設定に当たって国が関与することとはされていない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和 3 年 9 月 1 日
現在）

特に問題は認められない。